

# 第3章

## 国益と世界全体の利益を 増進する経済外交

第1節	自由で開かれた国際経済システムを強化するためのルール作りの推進	148
第2節	国際会議における議論の主導	161
第3節	日本の経済的な強みの発信 (日本の農林水産物・日本産食品の輸出促進を含む)	165
第4節	資源外交と対日直接投資の促進	168

## 第1節

# 自由で開かれた国際経済システムを強化するためのルール作りの推進

### 1 経済外交の概観

国際社会においては、政治・経済・軍事の各分野における国家間の競争が顕在化する中、パワーバランスの変化がより加速化・複雑化するとともに、既存の国際秩序をめぐる不確実性が高まっている。特に経済面での保護主義の台頭、貿易上の紛争といった課題に加え、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）は、経済活動の停滞や需要の急減、人の移動の制限といった形で世界経済に甚大な影響を与えた。また、特定の産品を特定国に依存するサプライチェーンにおける課題も明らかとなった。

こうした中、日本は、経済連携による貿易自由化とルール作りの努力を継続した。その結果、2020年は日英包括的経済連携協定（日英EPA）の締結（151ページ 特集参照）、地域的な包括的経済連携（RCEP）<sup>1</sup>協定の署名に至った。これにより、発効済みの日米貿易協定、環太平洋パートナーシップ協定（TPP11協定）<sup>2</sup>、日・EU経済連携協定（日EU・EPA）と合わせて世界のGDPの8割をカバーする自由な経済圏が形成されることになる。また、世界貿易機関（WTO）<sup>3</sup>については、多角的貿易体制の

礎でありつつも、新興国の台頭やデジタル化の進展に対応できておらず、新型コロナで世界貿易が縮減する中、その改革（157ページ 特集参照）は待ったなしである。2021年に延期された第12回閣僚会議に向けて、関係国と連携して改革を先導しなければならない。

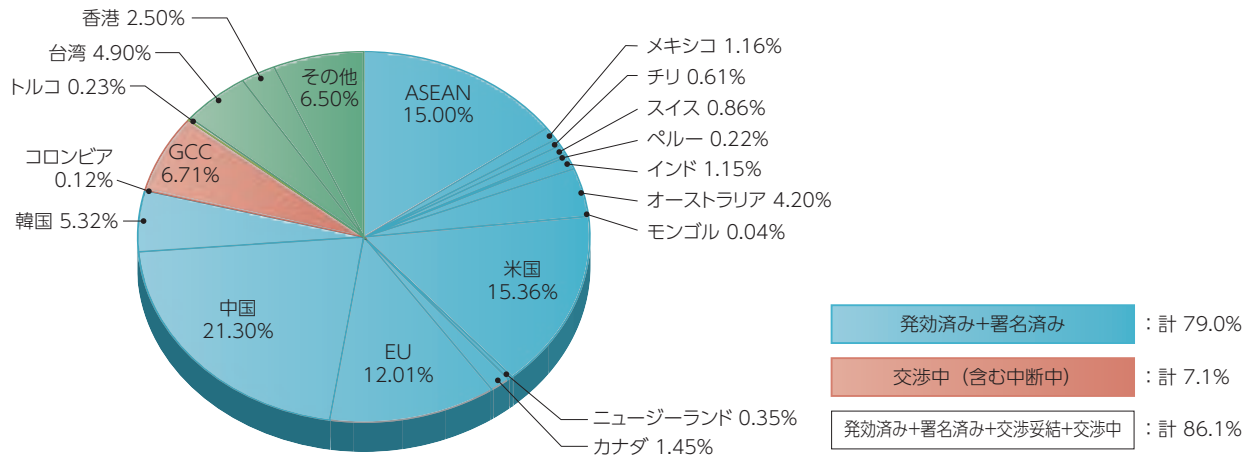
日本は、①経済連携協定の推進や多角的貿易体制の維持・強化といった、自由で開かれた国際経済システムを強化するためのルール作りや国際機関における取組、②官民連携の推進による日本企業の海外展開支援及び③資源外交とインバウンドの促進の三つの側面を軸に、外交の重点分野の一つである経済外交の推進を加速すべく取組を進めてきた。

### 2 経済連携の推進

近年、経済のグローバル化が進展する一方、保護主義的な動きが広がりつつある。そうした中で日本は、物品の関税やサービス貿易の障壁などの削減・撤廃、貿易・投資のルール作りなどを通じて海外の成長市場の活力を取り込み、日本経済の基盤を強化する経済連携協定（EPA<sup>4</sup>/FTA<sup>5</sup>）を重視し、これを着実に推進してきた。2020年には、8月1日にタイ、シン

1 RCEP : Regional Comprehensive Economic Partnership  
2 CPTPP : Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific  
3 WTO : World Trade Organization  
4 EPA : Economic Partnership Agreement  
5 FTA : Free Trade Agreement

## 日本の貿易総額に占める経済連携協定相手国・地域の相手の割合



出典：財務省貿易統計（2020年3月公表）  
 (各国の貿易額の割合については、小数点第3位四捨五入)

ガポール、ラオス、ミャンマー及びベトナムとの間で、加えて、10月1日にブルネイとの間で日・ASEAN包括的経済連携協定第一改正議定書が発効した。また、10月23日に日英EPA、さらに11月15日にRCEP協定の署名を行った。こうした取組の結果、日本の貿易のEPA/FTA比率（日本の貿易総額に占める発効済み・署名済みの経済連携協定相手国との貿易額の割合）は約79.0%に至った。この比率は、交渉中の相手国の貿易額も含めると約86.1%となる（出典：2020年財務省貿易統計）。

日本は、引き続き、自らの平和と繁栄の基礎となる自由で公正な経済秩序を広げるべく、RCEP協定の早期発効及びその確実な履行の確保、2021年のTPP委員会議長国としてのTPP11協定の着実な実施及び拡大に向けた取組、その他の経済連携協定交渉などに積極的に取り組んでいく。

### (1) 経済連携協定

#### ア 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11協定）

TPP11協定は、成長著しいアジア太平洋地域で、関税、サービス、投資、知的財産、国有企業など、幅広い分野で21世紀型の新たな経済統合ルールを構築する取組である。日本にとって、日本企業が海外市場で一層活躍する契機となり、日本の経済成長に向けて大きな推

進力となる重要な経済的な意義を有している。さらに、TPP11協定を通じて、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった基本的価値を共有する国々と共に自由で公正な経済秩序を構築し、日本の安全保障やアジア太平洋地域の安定に大きく貢献し、地域及び世界の平和と繁栄を確かなものにするという大きな戦略的意義を有している。

日本、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナムの12か国は、2016年2月、環太平洋パートナーシップ（TPP12）協定に署名したが、2017年に米国がTPP12協定からの離脱を表明したことから、11か国でTPPを早期に実現すべく、日本は精力的に議論を主導した。2017年11月、ベトナムで開催されたTPP閣僚会合で、元々の12か国によるTPP12協定の条文を組み込み、一部条文の適用を例外的に停止（凍結）する形で、11か国で新たな協定であるTPP11協定を前に進めることに閣僚間で合意した（大筋合意）。その後、2018年3月にTPP11協定がチリで署名された。協定の発効に必要な6か国（メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア）が必要な国内手続を終え、同協定は2018年12月30日に発効した。さらに、2019年1月、ベトナムが7番目の締約国となった。

TPP11協定の発効後、2019年1月には、日本が議長国となって、閣僚級によるTPP第1回委員会を日本で開催し、10月には、オークランド（ニュージーランド）でTPP第2回委員会が開催された。第3回委員会は、2020年8月にメキシコが議長国となり、テレビ会議形式で開催され、コロナ危機からの経済回復が議論の焦点となる中で、TPP11協定を通じた自由貿易の推進が重要であることについて確認するとともに、特にサプライチェーンの強靱化やデジタル化に向けてTPP11協定の活用に関する意見交換を行った。日本は、2021年のTPP委員会の議長国として、ポスト・コロナの経済状況や第3回委員会の議論を踏まえつつ、TPP11協定の着実な実施に取り組んでいく。

また、TPP11協定は、ハイスタンダードでバランスの取れた21世紀型の新たな共通ルールを世界に広めていくとの意義を有している。TPP11協定への新規加入について様々なエコノミー（国・地域）が関心を示している。英国については、2021年2月、TPP11協定への加入を正式に申請した。日本は、新規加入に関心を示すエコノミーが市場アクセス及びルールの面でTPP11協定の高いレベルを満たす用意ができていくかをしっかりと見極めつつ、戦略的観点も踏まえながら、TPP11協定の着実な実施及び拡大に取り組んでいく考えである。

#### 1 日・EU経済連携協定（日EU・EPA）

2019年2月に世界GDPの約3割、世界貿易の約4割を占める日EU・EPAが発効し、自由で公正なルールに基づく21世紀型の経済秩序のモデルとなっている。2020年1月末に英国がEUを離脱したものの、日・EUの経済規模は、合わせてGDP20兆7,000億米ドル、貿易総額12兆7,000億米ドルとなっており、11月に署名されたRCEPの次に大きな経済圏である。2020年に入ってから、新型コロナ

の影響により世界全体の貿易量が落ち込んだものの、発効後1年間で乗用車やワインなどの貿易量が拡大するなどの効果が見られている。また、発効後は多くの小売店や飲食店で「日EU・EPA関連フェア」が開催されるなど、消費者に身近で目に見える利益をもたらした。

発効後は、本協定に基づく合同委員会<sup>6</sup>を始めとして、12分野別の専門委員会<sup>7</sup>・作業部会<sup>8</sup>を通じて、本協定の運用状況の確認や、日・EU間の貿易を一層促進するための今後の取組などに関する議論が行われ、本協定を着実に実施してきている。

日本とEUは、自由、民主主義、市場経済、人権、法の支配といった基本的価値を共有し、日本が地球規模の諸課題に取り組む上で重要なパートナーとして様々な分野で協力関係を構築してきた。本協定を日・EU間の協力を深化させるための法的基盤とし、従来の当局間の政策対話、官民合同の取組などの枠組みも重層的に活用することで、日・EU間の連携を強化し、様々な課題に共に取り組んでいる。

#### 2 日英包括的経済連携協定（日英EPA）

2021年1月1日、日英EPAが発効した。英国のEU離脱に際し、英EU間の離脱協定で設定された2020年12月末までの移行期間が終了すれば、日EU・EPAは英国に適用されなくなることを踏まえ、2020年6月9日、日EU・EPAに代わる日英間の新たな貿易・投資の枠組みを構築すべく、同協定の交渉が開始された。

同協定は、2020年9月11日の大筋合意、10月23日の茂木外務大臣とトラス国際貿易相による署名を経て、第203回臨時国会において承認され、2021年1月1日、発効に至った。日EU・EPAをベースとしつつも、電子商取引、金融サービスなどの分野でより先進的かつハイレベルなルールを規定した内容となっている。

6 合同委員会：日EU・EPAの適正かつ効果的な運用を確保するため、閣僚級（又は代理）を共同議長として基本的に年1回行われる。

7 専門委員会：合同委員会の下に設置され、次の分野について基本的に年1回行われる。(1)物品の貿易、(2)原産地規則及び税関、(3)衛生植物検疫措置、(4)貿易の技術的障害、(5)サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引、(6)政府調達、(7)知的財産、(8)貿易及び持続可能な開発、(9)規制に関する協力、(10)農業分野における協力

8 作業部会：合同委員会の下に設置され、次の分野について基本的に年1回行われる。(1)ぶどう酒、(2)自動車及び部品



## 特集

## 日英包括的経済連携協定（日英EPA）

1月末の英国のEU離脱を受けて交渉が開始された日英EPAは、6月の交渉開始から約4か月半という異例のスピードで署名に至り、2021年1月1日に発効しました。新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の影響が世界的に拡大し、貿易・投資が停滞する中、主にテレビ会議で交渉が進められたこの協定の締結は、自由貿易を推進するという力強いメッセージを国際社会に対して発信するものとなりました。本特集では、日英EPAの概要と交渉の経緯について紹介します。

**概要 ～日EU・EPAを基礎としながらも先進的なルールを規定～**

この協定は、EU離脱後の英国との、日EU・EPAに代わる新たな貿易・投資の枠組みを規定するものです。日EU・EPAを基礎としており、全24章から構成されています。同協定は大きく分けて、物品の貿易についての関税の下げ方を規定する部分と、貿易・投資に関するルールを幅広く定める部分から構成されています。物品の貿易については、日本から英国へ輸出する際の関税率は、基本的には日EU・EPAと同様の低税率を維持しつつ、鉄道車両・自動車部品など一部品目の関税が新たに即時撤廃されました。農林水産品に関しては、英国に対する関税は日EU・EPAと同水準とし、関税割当枠は設けないなど、日EU・EPAの範囲内での合意となっています。また、電子商取引、金融サービスなどの一部分野で日EU・EPAよりも先進的なルールを新たに規定するとともに、日本が結ぶEPAの中で初めて、貿易による利益を女性が十分に得られるよう二国間で協力することを規定する、ジェンダーに関する独立した章も設けられました。

**交渉の経緯 ～新型コロナが感染拡大する中、異例の早さで合意された貿易協定～**

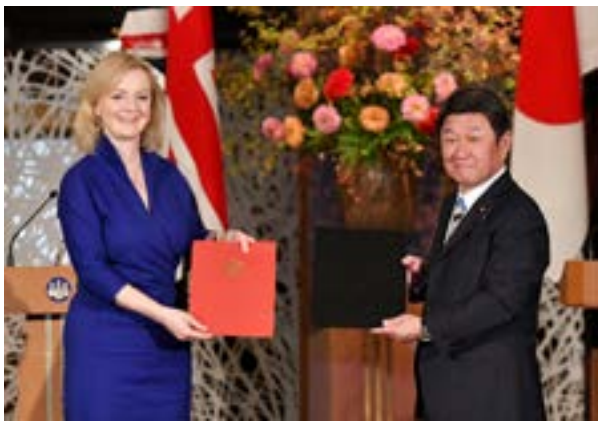
EU離脱移行期間の終了（2020年12月31日）までに日英間で新たな貿易・投資の枠組みを構築しなければ日英間の貿易に大きな影響が出てしまうという時間的制約と、新型コロナが感染拡大していく状況の中、通常は対面で行われる交渉は、テレビ会議を最大限活用して行われました。両政府の交渉官は9時間（英国のサマータイム中は8時間）の時差を乗り越えて連日のようにテレビ会議を行いました。閣僚級では、6月9日の交渉立上げの際などに茂木外務大臣とトラス国際貿易相との間でテレビ会談が行われましたが、交渉の重要な局面では対面での協議が不可欠であったため、新型コロナの感染拡大後初の外国訪問として茂木外務大臣が8月5日に訪英し、丸2日間、膝詰めでトラス国際貿易相と交渉した結果、主要論点について認識の一致に至りました。9月11日に大臣間での再度のテレビ会談で大筋合意を確認した後、10月23日にはトラス国際貿易相が訪日し、署名式が実施されました。署名式を含む一連の行事は、様々な新型コロナ対策をとった上で行き、署名式の後に開催された共同記者会見では、両大臣が笑顔で握手の代わりに肘タッチを交わすなど、非常に良い雰囲気となりました。2021年1月1日に発効したこの協定は、日英関係を更に強化していくための重要な基盤となることが期待されます。



茂木外務大臣とトラス国際貿易相との協議（8月、英国）



日英包括的経済連携協定署名後の両大臣（10月、東京）



日英EPAの署名（10月23日、東京）

特にデジタル分野については、情報の越境移転の制限の禁止、コンピュータ関連設備の設置要求の禁止又はアルゴリズムの開示要求の禁止など、TPP11協定や、日米デジタル貿易協定と同等又はそれ以上の最新のデジタル分野に関する規定を盛り込んでおり、デジタル分野における国際的なルール作りの議論をリードする高水準の内容となっている。

同協定によって、日系企業のビジネスの継続性が確保されるとともに、高い水準の下で日英間の貿易・投資の更なる促進につながることを期待される。英国には日系企業が約1,000社進出し、約18万人の雇用を生み出しており、英国は日系企業にとって欧州へのゲートウェイ（窓口）となってきた。同協定は、良好な日英関係を更に強化していくための重要な基盤となる。

#### **Ⅰ 地域的な包括的経済連携（RCEP）協定**

RCEP協定は、東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国と日本、オーストラリア、中国、韓国及びニュージーランドの計15か国が参加する経済連携協定である。RCEP協定参加国のGDPの合計、参加国の貿易総額、人口はいずれも世界全体の約3割を占める。また、日本とRCEP協定参加国との貿易額は、日本の貿易総額の5割弱を占める。RCEP協定は、市場アクセスを改善するとともに、知的財産、電子商取引などのルールを、WTOにおけるルールを上回るものも含めて整備し、地域の貿易・投資の促進及びサプライチェーンの効率化を促すことを目的と

したものである。この協定により、日本と世界の成長センターである地域とのつながりがこれまで以上に強固になり、日本の経済成長に寄与することが期待される。特に新型コロナの感染拡大以降、世界的に保護主義への懸念が高まる中で、自由貿易を推進していくとのメッセージを世界に向けて発信することとなることも期待される。

RCEP協定は、約8年にわたって交渉が行われてきた。2012年11月に、プノンペン（カンボジア）で開催されたASEAN関連首脳会合の際、RCEP交渉立ち上げ式が開催されて以来、4回の首脳会議、19回の閣僚会合及び31回の交渉会合が開催され、2020年11月15日の第4回RCEP首脳会議の機会に署名に至った。

インドは、交渉開始当初からの参加国であったが、2019年11月の第3回首脳会議において、以降の交渉への不参加を表明し、RCEP協定への署名にも参加しなかった。しかしながら、RCEP協定署名の際、署名国は、同協定がインドに対して開かれていることを明確化する「インドのRCEPへの参加に係る閣僚宣言」を発出し、インドの将来的な加入円滑化や関連会合へのオブザーバー参加容認などを定めた。この閣僚宣言の発出は、日本が発案し、議論を主導したものである。インドが10億人を超える人口を抱え、近年着実に経済成長を実現していることを踏まえれば、インドがRCEP協定に参加することは、経済的にも戦略的にも極めて重要であり、日本は、インドのRCEP協定への将来の復帰に向けて、引き続き主導的な役割を果たしていく。

RCEP協定は、ASEANの構成国である署名国のうち少なくとも6か国及びASEANの構成国ではない署名国のうち少なくとも3か国による批准などの後60日で、当該署名国について発効すると規定されている。日本としては、まずはRCEP協定の早期発効に取り組むとともに、発効後には、RCEP協定の履行の確保を通じ、自由で公正なルールに基づく経済活動を地域に根付かせるべく、関係各国と緊密に連携しながら取り組んでいく。

**オ 交渉中の経済連携協定****(ア) 日中韓FTA**

日中韓FTAは、日本にとって主要な貿易相手国である中国及び韓国を相手とするFTAであり、2013年3月に交渉を開始し、2020年12月までに16回の交渉会合を行った。日中韓3か国は、3か国が共に参加するRCEP協定の内容も踏まえ、独自の価値を有する、包括的な、質の高い、互恵的なFTAを目指すとの目標を共有しつつ、物品貿易を始め、投資、サービス貿易、競争、知的財産、電子商取引といった広範な分野について協議を行っている。

**(イ) 日・トルコEPA**

トルコは、欧州、中東、中央アジア・コーカサス地域、アフリカの結節点に位置する重要な国であり、高い経済的潜在性を有し、周辺地域への輸出のための生産拠点としても注目されている。トルコは、これまでに20以上の国・地域とFTAを締結しており、日本としても、EPA締結を通じて日本企業の競争条件を整備する必要がある。両国の経済界からも日・トルコEPAの早期締結に高い期待感が示されている。2014年1月の日・トルコ首脳会談において交渉開始に一致し、2020年12月末までに17回の交渉会合が開催された。

**(ウ) 日・コロンビアEPA**

豊富な資源を有し、高い経済成長を遂げているコロンビアとは、2012年12月からEPA交渉を開始した。コロンビアは各国（米国、カナダ、EU、韓国など）とFTAを締結していることから、日本も競争環境を整える必要性が高まっているほか、EPA締結による二国間関係の強化は、国際場<sup>じょうり</sup>裡における協力強化や太平洋同盟（メキシコ、コロンビア、ペルー、チリ）との協力促進にもつながることが期待されており、引き続き交渉を行っている。

**カ 発効済みの経済連携協定（EPA）**

発効済みのEPAには、協定の実施の在り方について協議する合同委員会に関する規定や、発効から一定期間を経た後に協定の見直しを行う規定がある。また、発効済みのEPAの円滑な実施のために、発効後も様々な協議が続けられている。

また、EPAに基づき、インドネシア、フィリピン、及びベトナムから看護師・介護福祉士候補者の受入れを実施しており、インドネシア（2008年開始）、フィリピン（2009年開始）、及びベトナム（2014年開始）の累計受入数はそれぞれ3,080人（2020年度まで）、2,592人（2019年度まで）及び1,340人（2020年度まで）となっている。なお、フィリピンの2020年度の受入れは調整中である。また、2019年度までの累計国家試験合格者数は、看護師は459人、介護福祉士は1,322人である。

**(2) アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）<sup>9</sup>構想**

2016年、アジア太平洋経済協力（APEC）首脳会議で採択された「FTAAPに関するリマ宣言」において、①FTAAPは質が高く包括的で次世代貿易・投資課題を組み込み、TPP11協定やRCEP協定などを道筋として構築されるべきこと、②FTAAPの実現を促進するために、能力構築を支援する作業計画に着手することなどが確認された。2020年の首脳への進捗報告においては、更なる取組の必要性が確認された。

日本は、2017年以降、FTAやEPAにおける「競争章」に関するワークショップや政策対話を開催し、能力構築支援に継続的に取り組んでいる。また、TPP11協定が2018年12月末に発効したこと、RCEP協定が2020年11月に署名されたことは、質が高く包括的なFTAAPを実現する観点からも重要な意義がある。

9 FTAAP : Free Trade Area of the Asia-Pacific



### (3) 投資協定、租税条約、社会保障協定

#### ア 投資関連協定

投資協定は、投資家やその投資財産の保護、規制の透明性向上、投資機会の拡大、投資紛争解決手続などについて規定しており、投資を促進するための重要な法的基盤である。海外での投資環境の整備を促進し、日本市場に海外投資を呼び込むため、日本は投資協定の締結に積極的に取り組んできている。

8月、日・ヨルダン投資協定及び日・アラブ首長国連邦投資協定が発効した。12月末時点で、発効済みの投資関連協定が47本（投資協定32本、EPA15本）、署名済み・未発効となっている投資関連協定が6本（投資協定3本、EPA3本）あり、これらを合わせると53本となり、78の国・地域をカバーすることとなる。2020年12月末時点で、交渉中の投資関連協定を含めると94の国・地域、日本の対外直接投資額の約93%をカバーすることとなる<sup>10</sup>。

#### イ 租税条約

租税条約は、国境を越える経済活動に対する国際的な二重課税の除去（例：配当などの投資所得に対する源泉地国課税の減免）や脱税・租税回避の防止を図ることを目的としており、二国間の健全な投資・経済交流を促進するための重要な法的基盤である。日本政府は、日本企業の健全な海外展開を支援するため、これに必要な租税条約ネットワークの質的・量的な拡充に努めている。

2020年には、ジャマイカとの租税条約（9月）及びウズベキスタンとの新租税条約（全面改正）（10月）が発効した。また、モロッコとの租税条約（1月）及びセルビアとの租税条約（7月）が署名された。さらに、10月にはジョージアとの新租税条約（全面改正）が実質合意に至っている。2020年12月末時点で、

日本は78本の租税条約などを締結しており、141か国・地域との間で適用されている。

#### ウ 社会保障協定

社会保障協定は、社会保険料の二重負担や年金保険料の掛け捨ての問題を解消することを目的としている。海外に進出する日本企業や国民の負担が軽減されることを通じて、相手国との人的交流の円滑化や経済交流を含む二国間関係の更なる緊密化に資することが期待される。2020年12月末時点で日本と社会保障協定を締結又は署名している国は23か国である。2020年には、トルコとの間で新規協定締結のための政府間交渉を行った。

## 3 国際機関における取組

### (1) WTO

#### ア WTOが直面する課題

天然資源に乏しい日本が、戦後、目覚ましい経済成長を遂げることができたのは、自由貿易体制の恩恵をいかしてきたためである。WTOは貿易自由化のルール作り、WTO加盟国間の紛争解決、WTO協定の履行監視などを通じて自由貿易の推進を後押ししてきた。しかし、現在のWTOは、新興国の台頭やデジタル経済といった変化に十分対応できておらず、さらに新型コロナも自由貿易体制における新たな課題を生んでいる。

WTOの機能不全が端的に現れているのが、ドーハ・ラウンド<sup>11</sup>の停滞に見られるルール形成機能の弱体化であり、上級委員会の機能停止に代表される紛争解決制度の停滞である。また、各国の貿易政策の透明性と予見可能性を高めるため、通報など協定履行監視を行っているものの、義務履行状況は芳しくない。

WTOの統計によれば、新型コロナの感染拡

<sup>10</sup> 財務省「直接投資残高地域別統計（資産）（全地域ベース）」（2019年末現在）

<sup>11</sup> 「ラウンド」とは、全ての加盟国が参加して行われる貿易自由化交渉を意味する。GATT（関税及び貿易に関する一般協定）の時代には、1947年にジュネーブにおいて第1回目の交渉が行われたのを皮切りに、その時々の世界経済の要請に応える形で、1994年に終了したウルグアイ・ラウンドに至るまで、合計8回のラウンド交渉が行われた。ウルグアイ・ラウンドでは、サービス貿易や知的財産権など、いわゆる新分野へのルールの適用や、WTOという国際機関の設立を始めとする機構面の強化などが決定され、その後、WTO体制の下で初めて開始されたのがドーハ・ラウンドである。

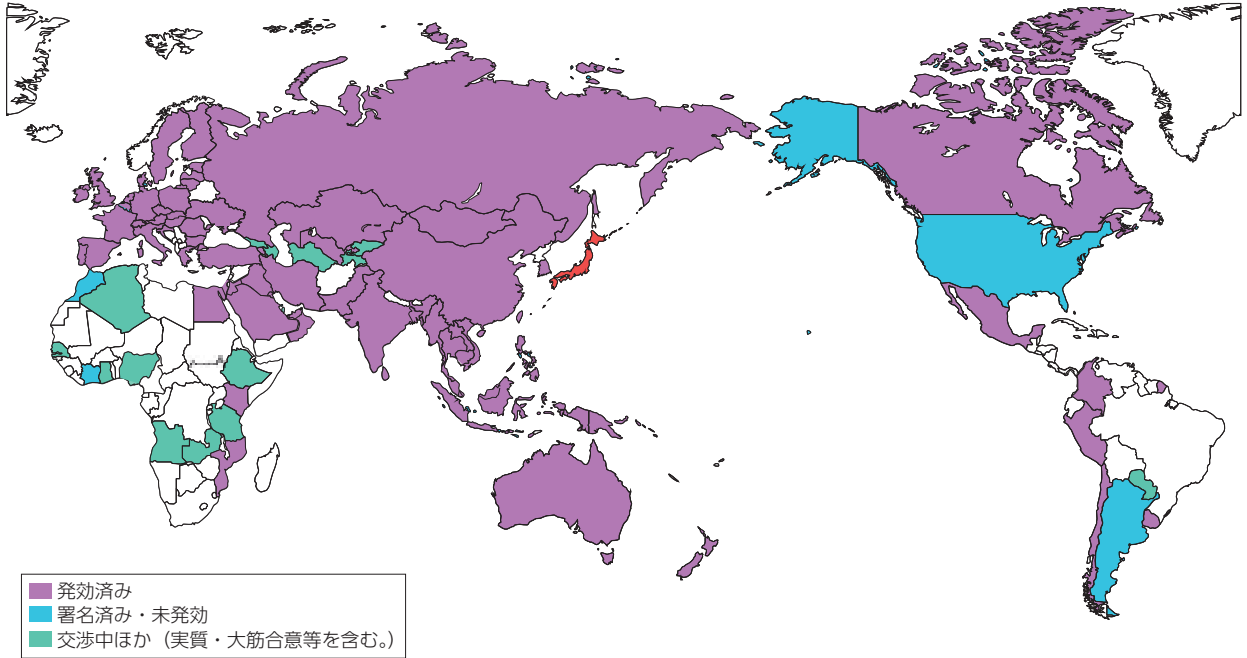


投資関連協定の現状 (2020年12月末時点)

**投資関連協定** (注) の交渉状況 (注) 投資協定及び投資章を含むEPA/FTA

- ・発効済：47本 (投資協定32本、EPA15本)
- ・署名済み・未発効：6本 (投資協定3本、EPA3本)
- ・交渉中：20本 (投資協定17本、EPA3本)

78の国・地域をカバー  
交渉中のもも発効すると94の国・地域をカバー



**■発効済み (終了したものを除く)** ( ) : 発効年 ※: 「自由化型」協定

**投資協定**

1 エジプト (1978)	17 イラク (2014)
2 スリランカ (1982)	18 日中韓 (2014)
3 中国 (1989)	19 ミャンマー (2014)※
4 トルコ (1993)	20 モザンビーク (2014)※
5 香港 (1997)	21 コロンビア (2015)※
6 パキスタン (2002)	22 カザフスタン (2015)
7 バングラデシュ (1999)	23 ウクライナ (2015)
8 ロシア (2000)	24 サウジアラビア (2017)
9 韓国 (2003)※	25 ウルグアイ (2017)※
10 ベトナム (2004)※	26 イラン (2017)
11 カンボジア (2008)※	27 オマーン (2017)
12 ラオス (2008)※	28 ケニア (2017)
13 ウズベキスタン (2009)※	29 イスラエル (2017)※
14 ペルー (2009)※	30 アルメニア (2019)※
15 パプアニューギニア (2014)	31 ヨルダン (2020)
16 クウェート (2014)※	32 アラブ首長国連邦 (2020)

(注) 台湾との間では2011年に日台民間投資取決め (自由化型) を作成

**投資章を含むEPA**

1 シンガポール (2002)※	9 スイス (2009)※
2 メキシコ (2005)※	10 インド (2011)※
3 マレーシア (2006)※	11 オーストラリア (2015)※
4 チリ (2007)※	12 モンゴル (2016)※
5 タイ (2007)※	13 包括的・先進的TPP協定 (2018)※
6 ブルネイ (2008)※	14 EU (2019)※
7 インドネシア (2008)※	15 ASEAN (2020*)※
8 フィリピン (2008)※	

\*改正議定書の発効年

**■交渉中**

**投資協定**

1 アンゴラ	10 キルギス
2 アルジェリア	11 ナイジェリア
3 カタール	12 ザンビア
4 ガーナ	13 エチオピア
5 タンザニア	14 タジキスタン
6 バーレーン	15 EU
7 トルクメニスタン	16 パラグアイ
8 ジョージア	17 アゼルバイジャン
9 セネガル	

**投資章を含むEPA/FTA**

1 カナダ
2 日中韓
3 トルコ

**■署名済み・未発効**

- ・TPP\*協定 (2016年2月署名、承認済み) (EPA)※
- ・アルゼンチン (2018年12月署名、承認済み)※
- ・モロッコ (2020年1月署名、承認済み)
- ・コートジボワール (2020年1月署名、承認済み)※
- ・英国 (2020年10月署名、承認済み) (EPA)※
- ・RCEP\*\* (2020年11月署名、未承認) (EPA)※

\*TPP: 環太平洋パートナーシップ  
\*\*RCEP: 地域的な包括的経済連携

大により、2020年の世界全体の貿易量は前年比9.2%減の見通しとなり、多くの国がマスクなどの医療品や食品の輸出規制を導入した。これら輸出規制については、現行のWTO協定での対応では限界があり、新型コロナ、そして将来のパンデミックに備える観点から、新しいルール作りの必要性が加盟国間で議論されている。

### 1 高まるWTO改革の機運

上記の様々な課題に直面し、WTOは、オコンジョ＝イウェアラ新事務局長（2021年3月に就任）の下、その改革（157ページ 特集参照）を進めていく必要性が国際社会において強く認識され、その機運が高まっている。

デジタル経済については、2017年の第11回WTO閣僚会議（MC11）で有志国による共同声明イニシアティブが発出され、現在86か国が参画するWTO電子商取引交渉が活発化している。日本も「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）」<sup>12</sup>を実現させるために「大阪トラック」<sup>13</sup>の下で、WTO電子商取引交渉をオーストラリア及びシンガポールと共に共同議長国として主導している。また、WTOでは加盟国の3分の2が自己宣言のみで「途上国」として協定上の義務が免除されている（「特別かつ異なる待遇（S & DT）」<sup>14</sup>）。先進国は、新興国が台頭する中で各国が応分の責任を果たすべきとの立場であり、近年、台湾、ブラジル、シンガポール及び韓国が現在及び将来の交渉におけるS & DTを放棄した。S & DTは真に必要な国に、真に必要な範囲で認められるべきであるとの立場の下、日本も建設的に議論に参加している。

紛争解決制度については、上級委員会機能停止を受けて、一部の国は暫定的な代替措置として、多国間暫定上訴仲裁アレンジメント（MPIA）<sup>15</sup>と呼ばれる制度を立ち上げた。一方、日本は、上級委員会が明確かつ迅速に案件を解決するという本来の役割を果たせていないとの問題に対応した形での恒久的な紛争解決制度改革を重視しており、同改革を主導している。

### 2 新型コロナに係るWTO及びその他国際場裡での動き

2020年は、新型コロナの感染拡大により露呈した自由貿易体制の限界や脆弱性を踏まえ、切迫感をもって取り組むべき行動について、様々な場で合意が見られた。3月及び5月にはG20貿易・投資担当大臣臨時テレビ会議が行われ、貿易円滑化や透明性確保、グローバルサプライチェーンの強靱化について「新型コロナウイルスに対して世界貿易・投資を支えるためのG20行動」が発出された。WTOでは、通常の会合が延期となる中、新型コロナに関連した貿易関連措置のモニタリングや、貿易への影響分析などをWTO事務局が行ってきた。また、日本も共同提案国となり、「新型コロナウイルスと多角的貿易体制に関する閣僚声明」が発出され、WTO通報の重要性や、紛争解決制度改革の恒久的な解決を含むWTO改革が強調された。6月には、WTO改革を推進する少数有志国の集まりであり、日本も参加するオタワ・グループ閣僚会議で「新型コロナウイルスに焦点を当てた行動」が発出され、新型コロナに係る貿易措置が「的を絞り、目的に照らし相応で透明かつ一時的なもので、WTOルールと整合的」であるべきとの原則が再確認されると

<sup>12</sup> 信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）：Data Free Flow with Trust。2019年1月のダボス会議でのスピーチにおいて安倍総理大臣が提唱した、デジタル経済の国際的なルール作りを進めていく上でのコンセプト。具体的には、データを特定の国が独占するのではなく、プライバシーやセキュリティ、知的財産などの安全を確保した上で、原則として国内外において自由に流通させることを目指す考え方

<sup>13</sup> 2019年のG20大阪サミットの際に安倍総理大臣が主催した「デジタル経済に関する首脳特別イベント」において立ち上げられた、デジタル経済、特にデータ流通や電子商取引に関する国際的なルール作りを進めていくプロセス

<sup>14</sup> 特別かつ異なる待遇（S & DT）：「Special and Differential Treatment」を指し、WTO協定の文言上、開発途上国やLDC（後発開発途上国）諸国に対して「特別」又は「（先進国とは）異なる」扱いを認めているもの。具体的には、義務の免除や緩和、技術協力を開発途上国に与える条項などが各協定にS & DT条項として存在している。

<sup>15</sup> 多国間暫定上訴仲裁アレンジメント（MPIA）：Multi-party Interim Appeal Arbitration。上級委員会が機能回復するまでの当面の代替策としてEUが提案し、上級委員会に類似した仲裁手続を活用する内容。2020年4月に有志国・地域により同制度設立がWTO事務局に正式通報された。

## 特集

## WTO改革

## 第3章

## 国益と世界全体の利益を増進する経済外交

自由貿易を止めない。菅総理大臣が国連総会で発信し、その後のG20サミットやAPEC閣僚会議でも国際社会が目的を共有した世界貿易機関（WTO）の改革。WTO改革で日本がリードする国際協調の一端を紹介します。

WTOは1995年の創設以降、世界の自由貿易を支えてきました。しかし、25年を迎えたこの国際機関が、時代の趨勢<sup>すうせい</sup>に対応できなくなっています。例えば、新興国の台頭やデジタル化の進展は、ここ数年で国際貿易やビジネスの現場の様相を一変させましたが、それを律するルールは追いついていません。また、WTOの紛争解決手続は1年以上機能停止の状態にあります。さらに、一方的な関税措置の応酬や新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）に伴う輸出制限の増加など、世界全体が内向き・縮み志向を強めています。2020年はこれまで以上に、WTOの制度疲労と大胆な改革の必要性を痛感した1年でした。

WTO加盟164か国は、制度立て直しの真ただ中にあるのかもしれませんが。日本は、戦後のGATT\*・WTO体制の恩恵を受けて平和と繁栄を享受してきました。最近では、保護主義が高まる中、TPP11協定、日EU・EPA、日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定、日英包括的経済連携協定及びRCEP協定の署名などを通じて、世界に自由貿易の血液を必死に循環させてきました。自由貿易の旗手たる日本のこうした実績には、WTO改革の主力打者としての期待が寄せられています。

日本は、WTOの山積する課題の中でも、特に以下の4点を重視し、各国とスクラムを組み改革に日々汗をかいています。

一つ目は、新型コロナ流行下で世界中でデジタル化が進む中、信頼性のある自由なデータ流通（データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト：DFFT）の原則に基づき新しいルールを作ること。日本は2019年のG20大阪サミットの際、デジタル経済に関する国際的ルール作りを進めるための「大阪トラック」を立ち上げました。この傘の下、日本はWTOで、現在90近い加盟国が参加する電子商取引交渉の共同議長をオーストラリアとシンガポールと共に務めています。デジタル技術の普及や利用状況の異なる各国の利害調整は大変です。



オーストラリア主催WTO非公式閣僚会合に出席し、WTO改革などについて議論する茂木外務大臣（10月27日、東京）

二つ目は、新興国の台頭で国際経済の実態が変わる中、各国が応分の責任を果たす環境を作ること。ここでは、例えば、企業活動に対する非市場経済国家の過剰な介入を抑えるための「市場志向条件」を米国などと示してきました。

三つ目は、新型コロナ流行下で一時的にはやむを得ないものの、自由貿易を制限しかねない措置に条件を付すこと。10余りの有志国と練り上げた提案を、WTO全体のルールとするよう議論しています。

最後は、恒久的な紛争解決制度への改革です。オーストラリアやチリと共に、上級委員会が長年積み重ねてきた諸問題への処方箋を提案しました。

WTO改革は待ったなしです。日本は国際社会で果たすべき責任を担うためにも、2021年2月に任命されたオコンジョ＝イウェアラ事務局長を盛り立て、他の加盟国と協力しながら、多角的自由貿易体制の維持・強化に引き続き貢献していきます。

WTO改革及び日本の取組については、連載企画「なぜ、今、WTO改革なのか」も是非御覧ください（[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page25\\_002061.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page25_002061.html)）。



\* GATT : General Agreement on Tariffs and Trade





カナダ主催WTO少数国閣僚テレビ会合（「オタワ・グループ」会合）に出席する鈴木卓人外務大臣政務官（11月23日、東京）

ともに、医療用品や電子商取引などの分野でも合意が見られ、また、11月にも同閣僚会合が開催され日本は積極的に議論に貢献した。

### Ⅰ 第12回WTO閣僚会議（MC12）に向けた議論

新型コロナの感染拡大により2020年6月の開催が延期となったMC12に向けた議論は続いており、以下のような点が特に注目されている。

漁業補助金交渉については、「国連持続可能な開発のための目標（SDGs）」で定められた「違法・無報告・無規制（IUU）<sup>16</sup>漁業や過剰漁獲につながる補助金の禁止」の達成に向け、MC11での決定を踏まえ、全WTO加盟国が参加する漁業補助金交渉が進んでいる。日本は、真に過剰漁獲能力・過剰漁獲につながる補助金を規制すべきとの立場で、早期の交渉妥結を目指して、積極的に交渉に参加している。

また、デジタル分野のルール作りについては、新型コロナの世界的感染拡大も受け、インターネットを介した貿易やデジタル経済の果たす役割が大きくなっている中、交渉の重要性が一層高まっている。前述のWTO電子商取引交渉は新型コロナの流行により一時中断を余儀なくされたものの、その後は、バーチャル形式での会合を活用し、継続的に協議されている。日

本は共同議長国として交渉を主導し、12月、共同議長報告を発表し、高い水準のルール作成を目指して、交渉を加速させることを確認した。日本は、MC12に向けて、国境を越えるデータの移転、個人情報の保護などの論点を含め、実質的な進展を図るべく、引き続き主導的な役割を果たしていく。

### Ⅱ 個別の紛争処理案件

WTO紛争解決制度は、加盟国間のWTO協定上の紛争を手続に従い解決するための制度である。同制度は、WTO体制に安定性と予見可能性を与える柱として位置付けられる。日本が当事国である最近の主な案件は以下である（2020年12月現在）。

- ・韓国による日本製空気圧伝送用バルブに対するダンピング防止措置（DS504）<sup>17</sup>：2016年6月にパネルが設置され、2018年4月に韓国の措置がWTO協定違反であると認定された。2019年9月に、上級委員会もパネルと同様の判断を行い、韓国に対する措置の是正勧告が確定した。2020年8月に韓国は措置を撤廃した。
- ・インドによる鉄鋼製品に対するセーフガード措置（DS518）：2017年4月にパネルが設置され、2018年11月にインドの措置がWTO協定違反と認定された。同年12月に上級委員会に付託されたが、上級委員会の機能停止を受け手続が停止している。
- ・韓国による日本製ステンレス棒鋼に対するダンピング防止措置（DS553）：2018年10月にパネルが設置され、2020年11月、韓国の措置がWTO協定違反と認定され、措置の是正が勧告された。
- ・韓国による自国造船業に対する支援措置（DS571・DS594）：2018年11月、日本は韓国に対し二国間協議を要請し、同年12月協議を実施した。2020年1月、韓国における新たな支援措置も対象として改めて協議

<sup>16</sup> IUU：Illegal, Unreported and Unregulated

<sup>17</sup> 「DS○○○」の番号は、協議要請がなされた時点でWTO事務局により紛争案件に付される整理番号で、1995年のWTO紛争解決（Dispute Settlement）制度開始以来の整理番号

を要請し、3月に協議を実施した。

- ・インドによる情報通信技術（ICT）製品の関税上の取扱い（DS584）：2019年5月、日本はインドによるICT製品を対象とした関税引上げ措置のWTO協定整合性につき、二国間協議を要請した。2020年7月にパネルが設置された。
- ・日本による対韓国輸出管理運用の見直し（DS590）：2019年7月、日本は、韓国への半導体材料3品目（フッ化ポリイミド、レジスト、フッ化水素）の輸出に係る措置の運用を見直し、個別に輸出許可を求める制度とした。同年9月、韓国は日本の措置がWTO協定に違反するとして二国間協議を要請し、2度の協議を実施した。同年11月、韓国は日韓当局間の輸出管理政策対話が正常に行われる間、本件WTO紛争解決手続を中断すると発表し、2回にわたり輸出管理政策対話が行われたが、韓国は2020年6月にWTO紛争解決手続を再開し、7月にパネルが設置された。

## (2) 経済協力開発機構（OECD）

### ア 特徴

OECD<sup>18</sup>は、政治・軍事を除く経済・社会の極めて広範な分野（マクロ経済、貿易・投資、農業、産業、環境、科学技術など）を扱う「世界最大のシンクタンク」として政策提言を行っているほか、各種委員会などで行われる議論を通じて、国際的な規範を形成している。日本は、1964年に非欧米諸国として初めてOECDに加盟して以降、各種委員会などでの議論や、財政・人的な貢献を通じて、OECDの取組に積極的に関わってきている。

### イ 2020年閣僚理事会

当初5月に予定されていた閣僚理事会は新型コロナウイルスの影響により延期となり、6月から9月にかけて、分野別の閣僚理事会ラウンドテーブルが3回開催され、新型コロナウイルス対策や回復に向

けた政策に係る各国の知見が共有された。「コロナ危機からの回復への道」をテーマに開催された10月の閣僚理事会では、菅総理大臣がビデオメッセージを発出し、国際連携の重要性を強調するとともに、感染拡大防止と社会経済活動の回復の両立に向けOECDが政策協調の場として果たす役割に期待すると述べた上で、デジタル化や人の往来の再開に向けた日本の取組を発信した。また、鷲尾英一郎外務副大臣から、政府全体でのデジタル化の取組、信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）を踏まえたルール作りを後押しするOECDの活動の重要性、中長期的な医療・保健システム強化を含む日本の国際協力の取組を強調するとともに、アジア地域へのアウトリーチ（関係強化・政策対話）を牽引していくと発信した。



OECD閣僚理事会（テレビ会議形式）に参加する鷲尾外務副大臣（10月29日、東京）

### ウ OECD条約署名60周年記念式典

12月のOECD条約署名60周年記念式典では、菅総理大臣がビデオメッセージで参加し、これまでのOECDの優れた経済分析や質の高いルール作りなどの活動を高く評価し、グローバル化や新型コロナ危機におけるOECDの役割の重要性を強調したほか、「デジタル化の推進」や「グリーン社会の実現」といった課題への日本の取組を発信し、OECDと東南アジアを含むアジア地域への関係強化を後押ししていくと述べた。

18 OECD : Organisation for Economic Co-operation and Development

## 工 各分野での取組

鉄鋼の過剰生産能力問題について、2016年のG20杭州サミット（中国）を受けて、鉄鋼の過剰生産能力に関するグローバル・フォーラム（GFSEC）が設立された。2020年10月の閣僚会合には、30の主要鉄鋼生産国・地域及びOECD事務局などが参加し、新型コロナの鉄鋼需要への影響や構造的な過剰生産能力問題の解消に向けた多国間の協力について議論を行った。引き続き、日本はこの課題の解決に向け強いリーダーシップを発揮し、積極的な役割を果たしていく。

また、OECDはG20との連携を強化しており、経済の電子化に伴う国際課税原則の見直し、質の高いインフラ投資やコーポレート・ガバナンスに関する原則策定などの分野で協力している。

## オ アジアとの関係強化

OECDは、世界経済の成長センターとしての東南アジアの重要性の高まりを受け、同地域との関係強化を重視している。2020年は、東南アジア諸国とOECD加盟国との間でオンライン形式による様々な政策対話などが行われた。新型コロナへの対応としてOECDが東南アジアで優先的に取り組むべき分野などについても議論が行われ、協力の重要性が確認された。今後も、東南アジア地域プログラムを効果的に活用しながら、同地域からの将来的な加盟も見据えつつ、引き続き、同地域の経済統合や国内改革を後押ししていくことが重要である。

## カ 財政的・人的貢献

日本は、OECDのI部予算（義務的拠出金）の9.4%（2020年、米国に次ぎ全加盟国中第

2位）を負担しており、OECD事務局のナンバー2のポストである事務次長（現在は河野正道次長）も歴代輩出している。また、日本はOECD開発センターへの分担金最大負担国（2020年）であるほか、開発センター次長（湯浅あゆ美次長（2020年9月着任））を輩出するなど、財政的・人的貢献を通じてOECDを支えている。

## 4 知的財産の保護

知的財産保護の強化は、技術革新の促進、ひいては経済の発展にとって極めて重要である。日本は、APEC、WTO（TRIPS）<sup>19</sup>、世界知的所有権機関（WIPO）<sup>20</sup>などでの多国間の議論に積極的に参画し、日本の知的財産が海外で適切に保護され、活用されるための環境整備を行っている。また、二国間の対話においても、積極的に知的財産保護の強化を諸外国に求めている。EPAなどでも、知的財産に関する規定を設け、知的財産の十分で効果的な保護が達成されるよう努めており、TPP11協定や日EU・EPAに続き、日英EPA及びRCEP協定も、知的財産の保護と利用の推進を図る内容となった。また、海外で模倣品・海賊版被害など知的財産についての問題に直面する日本企業を迅速かつ効果的に支援することを目的として、ほぼ全ての在外公館で知的財産担当官を指名し、日本企業への助言や相手国政府への照会、働きかけなどを行っている。さらに、知的財産保護の強化や模倣品・海賊版対策についての開発途上国の政府職員などの能力向上のため、国際協力機構（JICA）を通じて専門家派遣などを行っている。

<sup>19</sup> TRIPS : Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）

<sup>20</sup> WIPO : World Intellectual Property Organization